

神奈川大学任期付教員の任期に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における任期付教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「任期」とは、有期労働契約の期間と同義とし、学校法人神奈川大学（以下「本法人」という。）と任期付教員との労働契約において定められた期間であって、本法人との間で引き続き労働契約が更新される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

(任期付教員)

第 3 条 この規程における任期付教員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特任教員（教授、准教授及び助教）
- (2) 外国人特任教員（教授、准教授及び助教）
- (3) 特別助手及び特別助教
- (4) 専門職大学院実務家教員（教授、准教授及び助教）
- (5) 特別招聘教員（教授及び准教授）
- (6) 非常勤講師

(労働契約)

第 4 条 任期付教員を任用する場合は、本法人と当該任期付教員との間で個別に労働契約を締結するものとする。

(任用等)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、任期付教員の任用等に関しては、当該任期付教員にかかる規程で定める。

(規程の公表)

第 6 条 この規程を定め、又はこれを改正したときは、公表するものとする。

(所管)

第 7 条 この規程に関する事務の所管は、人事部とする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。